

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（旅客の運賃及び料金）

第16条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 鉄道運送事業者は、第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 国土交通大臣は、第3項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（事業改善の命令）

第23条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第16条第1項及び第4項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金を変更すること。

（権限の委任）

第64条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

（運輸審議会への諮問）

第64条の2 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 第16条第1項の規定による旅客運賃等の上限の認可
- 二 第16条第5項の規定による旅客運賃等又は旅客の料金の変更の命令
- 三 第23条第1項の規定による旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金又は貨物の運賃若しくは料金の変更の命令

（意見の聴取）

第65条 地方運輸局長は、第65条の規定により、旅客運賃等の上限に関する認可に係る事項がその権限に属することとなった場合において、当該事項について必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前2項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

（国土交通省令への委任）

第66条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

○鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）（抄）

（旅客運賃等の上限の認可申請）

第32条 法第16条第1項の国土交通省令で定める旅客の料金は、特別急行料金、急行料金その他の運送の速達性を役務の基本とする料金（以下「特別急行料金等」という。）であつて、新幹線鉄道に係るものとする。

2 法第16条第1項の規定により旅客運賃等の上限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃（料金）上限設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の上限を適用する路線
- 三 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の上限の種類、額及び適用方法（変更の認可申請の場合には、新旧の対照を明示すること。）
- 四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由

3 前項の申請書には、原価計算書その他の旅客運賃等の上限の額の算出の基礎を記載した書類を添付しなければならない。

4 鉄道事業者は、旅客運賃等を第2項第3号の上限の種類、額及び適用方法と同じものとする場合には、第2項の申請書にその旨を記載した書類を添付することができる。この場合において、国土交通大臣が法第16条第1項の規定による認可をしたときは、当該旅客運賃等について法第16条第3項の規定による届出がなされたものとみなす。

（旅客運賃等の届出）

第33条 法第16条第3項の規定により旅客運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃（料金）設定（変更）届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の対照を明示すること。）
- 三 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

（旅客の料金の届出）

第34条 法第16条第4項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。

- 一 特別車両料金、寝台料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金

二 特別急行料金等であつて、第32条第1項に定めるもの以外のもの

三 座席指定料金その他の座席の確保に係る料金

2 前条の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者について準用する。

（権限の委任）

第71条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

五の二 法第15条第1項及び第2項の認可であつて次に掲げるもの

イ 年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額（軌道事業を兼営する鉄道事業者にあつては、軌道事業による年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額を加算した額）30億円を基準として国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの

六 法第16条第1項の認可であつて次に掲げるもの

イ 前号イの告示で定める鉄道事業者の旅客運賃等に係るもの

ロ イに掲げるもののほか、普通旅客運賃、定期旅客運賃その他の基本的な旅客の運賃（旅客の運送に係る路線の長さ、直通運輸の実施の状況等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者（以下「特定旅客鉄道事業者」という。）にあつては、普通旅客運賃、定期旅客運賃、特別急行料金その他の基本的な旅客運賃等）に係るもの（軽微なものを除く。）以外のもの

七 法第16条第3項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの

イ 前号に掲げるもの

ロ イに掲げるもののほか、適用する期間、区間その他の条件が付されているもの

七の二 法第16条第4項の規定による届出の受理

2 法に規定する国土交通大臣の権限（前項各号に掲げるものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 法第16条第5項の命令（国土交通大臣の認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るものを除く。）

五 法第23条第1項の規定による命令（国土交通大臣の許可若しくは認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るものを除く。）

(意見の聴取)

第72条 地方運輸局長は、その権限に属する旅客運賃等の上限の認可に関する事案について調査を開始しようとするときは、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第73条 法第65条第1項及び第2項の利害関係人（以下第75条までにおいて「利害関係人」という。）とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 鉄道事業における基本的な旅客運賃等の上限に関する認可の申請者
- 二 第1号の申請者と競争の関係にある者
- 三 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

第74条 利害関係人は、法第65条第2項の規定により意見の聴取の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及び公示があつたものについては、その番号
- 三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

2 前項の申請は、第72条の規定による公示をした事案にあつては、公示の日から10日以内に、これをしなければならない。

第75条 地方運輸局長は、法第65条第1項又は第2項の意見の聴取をしようとするときは、その10日前までに、利害関係人又は参考人（以下「被聴取者」という。）に対し、意見の聴取の日時及び場所並びに事案の内容を書面で通知するものとする。

- 2 意見の聴取は、非公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 被聴取者が正当な理由がないのに出頭しなかつたとき又は被聴取者から意見の聴取を必要としない旨の書面による申出があつたときは、法第65条第2項の意見の聴取をしたものとみなす。

第75条の3 法第65条の2第2項の利害関係人とは、利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者をいう。

○国土交通省設置法（平成11年法律第100号）（抄）

第6条 本省に、次の審議会等を置く。

運輸審議会

(所掌事務等)

第15条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、軌道法（大正10年法律第76号）、都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、海上運送法、内航海運業法（昭和27年法律第151号）、内航海運組合法（昭和32年法律第162号）、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）、港湾法及び航空法（昭和27年法律第231号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。

- 2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。
- 3 第1項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する決定等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。
- 4 運輸審議会は、第1項に規定する事項に係る処分等及び第2項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

(組織)

第16条 運輸審議会は、委員6人をもって組織する。

2 委員のうち4人は、非常勤とする。

(会長)

第17条 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。

(委員の任命)

第18条 委員は、年齢35年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

(公聴会)

第23条 運輸審議会は、第15条第1項に規定する事項及び同条第2項の規定により付議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は国土交通大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の請求があったときは、公聴会を開かなければならない。

(調査等)

第24条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。
- 二 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。
- 三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

(行政手続法の適用除外)

第25条 第15条第1項に規定する事項に係る不利益処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第26条 この款に定めるもののほか、運輸審議会の組織、委員その他の職員その他運輸審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○運輸審議会令（平成12年政令第301号）（抄）

内閣は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第26条の規定に基づき、この政令を制定する。

(議決方法)

第3条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会は、国の関係行政機関の職員をその会議に出席させて必要な説明を求めることができる。

(公聴会の主宰)

第5条 国土交通省設置法第23条の公聴会は、審議会が事案を指定して指名する国土交通省の職員が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において、審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰させることを妨げない。

(報告書の作成)

第6条 前条の規定により指名された委員又は国土交通省の職員は、公聴会の審理によって知ることができた事実を報告書として作成し、これを審議会に提出しなければならない。

(報告書の提示)

第7条 審議会は、前条の報告書を国土交通省設置法第23条の利害関係人であって公聴会において意見を述べた者（以下この条及び次条において単に「利害関係人」という。）に提示しなければならない。ただし、公聴会において、報告書の提示を必要としない旨の利害関係人の合意があったときは、この限りでない。

(雑則)

第10条 審議会の決定及び第六条の報告書は、国土交通省令の定めるところにより、公表しなければならない。

2 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

運輸省設置法第18条の規定に基き、及び同法を実施するため、運輸審議会一般規則を次のように定める。

（公聴会主義の原則）

第1条 運輸審議会は、事案に関し、できる限り公聴会を開き、公平且つ合理的な決定をしなければならない。

（公示方法）

第4条 運輸審議会が公示する事項は、第22条及び第31条第1項の規定によるほか、これを運輸審議会の掲示板に掲示するものとする。

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

（業務報告書）

第7条 運輸審議会は、その業務について、少くとも半年ごとに業務報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（職員の指名）

第7条の2 運輸審議会は、運輸審議会が事案を指定して指名する国土交通省の職員に、当該事案に係る事務（公聴会の主宰並びに運輸審議会令（平成12年政令第301号。以下「令」という。）第6条の規定による報告書（以下「審理報告書」という。）の作成及び提出に係るものを除く。）を処理させるものとする。

（公聴会主宰職員及び事案処理職員の出席）

第9条 前条の司会者は、令第5条の規定に基づき指名を受けた職員（以下「公聴会主宰職員」という。）及び第7条の2の規定に基づき指名を受けた職員（以下「事案処理職員」という。）を会議に出席させて、事案につき、必要な説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

（議事録）

第10条 会議の議事の概要は、議事録に記録しなければならない。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 日時及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員、専門委員、公聴会主宰職員及び事案処理職員の氏名
- 四 出席した関係官庁の職員の氏名及び職名
- 五 議題
- 六 審議の概要
- 七 決議事項

（議事手続の細目）

第11条 この章に定めるものの外、会議の議事に関する手続の細目については、運輸審議会が定める。

（軽微な事案）

第12条 運輸審議会が事案を軽微なものとする認定は、関係官庁の職員の説明を聴取してするものとする。

2 運輸審議会は、事案を軽微なものとして認定したときは、当該事案の申請書その他の書類にその旨を表示するものとする。

第13条 国土交通大臣は、運輸審議会があらかじめ軽微な事案に関する認定基準を定めた場合において、その基準に該当する事案について処分をしたときは、文書をもってその旨を運輸審議会に通知するものとする。

（事案の諮問）

第14条 国土交通大臣が、運輸審議会に諮問しようとするときは、文書であるものとする。当該諮問事項を変更し、及び諮問を取り消そうとするときも同様とする。

(件名表)

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名(事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。)に番号を付し、これを運輸審議会件名表(以下「件名表」という。)に登載しなければならない。

第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 事案の件名
- 二 不利益処分の原因となる事実

2 前項の書面においては、当該事案について公聴会を開くことができることを教示しなければならない。

3 国土交通大臣は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、事案の件名並びに国土交通大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を公示することによって行うことができる。この場合においては、公示の日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(公聴会開催の申請)

第17条 第5条に規定する者(以下「利害関係人」という。)は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、不利益処分の名あて人となるべき者にあつては前条第1項の規定による通知のあつた日(同条第3項の規定により通知が到達したとみなされる日を含む。)から、それ以外の者にあつては同条第1項の規定による告示の日(件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となった者については、その告示の日)から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及びその番号
- 三 理由及び利害関係を説明する事項

第18条 事案の申請者が、当該事案について公聴会を開くことを希望する旨をその申請書又は不服申立書(以下「申請書等」という。)に記載したときは、前条の規定による公聴会の開催の申請があつたものとみなす。

2 国土交通大臣は、前項の申請書等を受理したときは、諮問書にその旨を記載しなければならない。

(書面審理)

第19条 運輸審議会は、法第23条の規定による国土交通大臣の指示又は利害関係人の請求がない場合において事案の性質上特に公聴会を開く必要がないと認めるものについては、公聴会を開かないで、当該事案の申請書等、関係官庁の提供する資料及び法第24条の規定により運輸審議会の得た資料によって事実の審理をすることができる。

2 前項の審理は、申請書等の内容を補足的に説明する文書又は当該事案に関する利害関係を説明し、及び意見を申述する文書の提出期限を運輸審議会が公示した場合においては、その日までに提出された当該文書の内容をしんじやくしてすることができる。

(審理の方式)

第20条 件名表に登載された事案の事実の審理は、次に掲げる方式によって行うものとする。

- 一 公聴会主宰職員の主宰する公聴会による審理
- 二 公聴会主宰職員の行う書面審理
- 三 運輸審議会自ら又は運輸審議会が指名した委員の行う公聴会による審理又は書面審理

(意見又は報告の聴取)

第21条 運輸審議会は、事実の審理に当たり、当該事案に関し補足的資料を得るため必要があると認めるときは、関係人又は参考人に対し、出頭を求めて、意見又は報告を聴取することができる。

2 運輸審議会は、前項の意見又は報告の聴取を、指名した委員、公聴会主宰職員又は事案処理職員に行わせることができる。

3 運輸審議会は、第1項の意見又は報告の聴取に関し、件名、概要、関係人又は参考人の氏名、住所及び職業又は職名並びに第10条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記録しておかなければならない。

(審理報告書の提示)

第22条 運輸審議会は、審理報告書の提出があつたときは、その旨を官報で公示する。

(審理報告書の公表)

第23条 令第10条第1項の規定による審理報告書の公表は、その写しを、運輸審議会及びその事案に関する事務を分掌する地方運輸局(運輸監理部を含む。)に備え付けてするものとする。

(答申書又は勧告書)

第27条 運輸審議会は、件名表に登載された事案につき、自由な心証により事実を判断して決定し、すみやかに答申書又は勧告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第28条 答申書及び勧告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由

2 答申書及び勧告書には、少数意見その他必要と認める事項を附記することができる。

第29条 国土交通大臣は、答申書及び勧告書の内容を告示しなければならない。

(公聴会主宰職員の任務)

第30条 公聴会主宰職員は、事実の審理に関し、その職務を独立して行うものとする。

- 2 公聴会主宰職員は、その職務を公正且つ迅速に行わなければならない。
- 3 公聴会主宰職員は、議事を整理し、及び秩序の維持に努めなければならない。

(公示等)

第31条 運輸審議会は、公聴会を開こうとするときは、少なくとも公聴会開催の10日前に、事案の件名、日時、場所、主宰者及び第33条の規定による文書等の閲覧場所並びに公述申込書及び公述書を提出すべき場所、期限及び部数を、官報で公示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して書面により通知しなければならない。

(主宰者)

第32条 公聴会は、原則として一人の公聴会主宰職員が主宰するものとする。

2 運輸審議会は、事案について特別の利害関係を有する者については、公聴会主宰職員に指名してはならない。

(文書等の閲覧)

第33条 公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催前に、当該事案の申請書その他の書類並びに第35条及び第36条第3項に規定する文書及び証拠資料を、運輸審議会が公示する場所において閲覧することができる。

(公聴会開催手続の特例)

第40条 運輸審議会は、件名表に登載された事案のうち、法令の規定により処分に期限のあるもの又は公益上特にすみやかに決定する必要があると認めるものについては、第31条第1項の規定にかかわらず、事案の件名、日時、場所及び主宰者並びに公述申込書及び公述書を提出すべき場所及び部数を、知れたる利害関係人に通知するとともに適当な方法で公示することにより、公聴会を開くことができる。

2 前項の公聴会において公述しようとする者は、公聴会開催の時までに、公述申込書及び公述書を運輸審議会に提出しなければならない。

(審理方法)

第41条 公聴会主宰職員は、必要があると認めるときは、類似の事案若しくは関連のある事案を併合し、又は事案の一部を分離して事実の審理を行うことができる。

(資料の公開)

第50条 公聴会主宰職員は、公聴会の開催までに法第24条第1項第1号及び第2号の規定による調査等によって得た資料を、公聴会において公開するものとする。

(審理報告書の提出)

第55条 公聴会主宰職員は、公聴会終了後10日以内に、審理報告書を運輸審議会に提出しなければならない。

2 運輸審議会が、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(記載事項)

第56条 公聴会主宰職員は、その作成する審理報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事案の件名及びその番号
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 公聴会主宰職員の氏名
- 四 公述人の氏名及び職業又は職名
- 五 事実及び争点
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の事実及び争点の記載は、公聴会における公述及び証拠に基き要領を摘示してするものとする。